⑶　契約書作成の要否　要
⑷　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。
⑸　2⑴②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は2⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も5⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑹　詳細は説明書による。
⑺　情報公表の拡大　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。
　これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。
　なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。
　また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。
①　公表の対象となる契約先　次のいずれにも該当する契約先
・当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること
・当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
②　公表する情報　上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
・当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名
・当機構との間の取引高
・総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨　３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満、又は３分の２以上
・１者応札又は１者応募である場合はその旨
③　当方に提供していただく情報
・契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
・直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
④　公表日　契約締結日の翌日から起算して72日以内
⑻　本業務の受注者（設計共同体の各構成員、本業務に関し協力を受ける他の建設コンサルタント業者を含む。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者又は製造業者は、本業務に関連する全ての建設工事の受注資格を失う。
⑼　本事業の実施については現時点で未定であり、今後、関係者間で協議を行う予定である。そのため、関係者協議や機構の都合により契約締結時期や履行期間の変更、業務内容の変更、契約の中止を行う場合がある。
⑽　その他詳細は説明書による。
7　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Design planning and basic design work, etc. relating to the Kita Aoyama 3-chome redevelopment facility building
⑶　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 24 February 2017
⑷　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 8 May 2017
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Designing & Planning Team, Project Planning Department, East Japan Urban Renaissance Office, Urban Renaissance Agency, 13th Floor, Shinjuku Island Tower Building, 6―5―1, Nishi-shinjyuku Shinjyuku-ku, Tokyo 163―1313 TEL 03―5323―0960

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

舞浜立体山側上部工事、舞浜立体海側上部工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成29年２月１日
関東地方整備局長　大西　　亘
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　工事名
①舞浜立体山側上部工事（以下「①工事」という）
②舞浜立体海側上部工事（以下「②工事」という）（①工事、②工事共に電子入札対象案件）
2　工事場所　①工事、②工事共に
自）千葉県浦安市舞浜
至）千葉県浦安市舞浜３丁目
3　工事内容
①工事
第一高架橋　橋種：鋼７径間連続少数鈑桁橋　橋長：Ｌ＝249.4m　支間長：Ｌ＝34.9m＋36.0m＋35.8m＋35.7m＋２@35.4m＋34.6m　幅員：9.8m　床版支間長：5.5m
第二高架橋　橋種：鋼７径間連続少数鈑桁橋　橋長：Ｌ＝311.5m　支間長：Ｌ＝41.5m＋55.0m＋60.0m＋48.2m＋35.3m＋35.5m＋34.4m　幅員：9.8m　床版支間長：5.5m
第三高架橋　橋種：鋼８径間連続少数鈑桁橋　橋長：Ｌ＝296.1m　支間長：Ｌ＝34.4m＋３@35.2m＋３@38.0m＋40.5m　幅員：9.8m　床版支間長：5.5m
工場製作工　約1,550ｔ　工場塗装工　約18,700㎡　工場製品輸送工　１式　架設工　１式　支承工　１式　現場塗装工　約1,100㎡　合成床版工　約8,400㎡　橋梁付属物工　１式
②工事
第一高架橋　橋種：鋼７径間連続少数鈑桁橋　橋長：Ｌ＝224.9m　支間長：Ｌ＝19.9m＋４@35.5m＋33.5m＋27.9m　幅員：9.3m～9.8m　床版支間長：5.5m
第二高架橋　橋種：鋼８径間連続少数鈑桁橋　橋長：Ｌ＝332.7m　支間長：Ｌ＝36.9m＋２@37.7m＋46.0m＋60.0m＋38.0m＋37.8m＋37.0m　幅員：9.8m　床版支間長：5.5m
第三高架橋　橋種：鋼９径間連続少数鈑桁橋　橋長：Ｌ＝358.9m　支間長：Ｌ＝37.0m＋３@37.8m＋46.3m＋２@46.4m＋39.9m＋27.8m　幅員：9.8m　床版支間長：5.5m
工場製作工　約1,580ｔ　工場塗装工　約19,300㎡　工場製品輸送工　１式　架設工　１式　支承工　１式　現場塗装工　約1,200㎡　合成床版工　約8,900㎡　橋梁付属物工　１式
工期　①工事、②工事共に契約の翌日から平成31年３月29日まで
4　申請の時期
平成29年２月１日から平成29年３月１日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。なお、平成29年３月２日以降当該工事に係る開札の時まで（日曜日、土曜日、及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
5　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成29年２月１日から　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151（代）内線2525において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。